



# 島根県報

平成29年6月13日（火）

第2,911号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の清算人の就任の届出	（       "       ）	2
土地改良区の定款変更の認可（2件）	（       "       ）	3

### 【公 告】

地積を特に減じて換地を定める土地の指定	（農 村 整 備 課）	3
---------------------	-------------	---

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		4
---	--	---

**告 示****島根県告示第338号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成29年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
瀬下 達之	外科	医療法人沖繩徳洲会 出雲徳洲会病院	出雲市斐川町直江3964-1	平成29年 5 月31日

**島根県告示第339号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平田中央土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

田中 修 出雲市多久谷町154番地

## 2 就任年月日

平成29年 4 月21日

**島根県告示第340号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成29年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邑智郡大和村比之宮土地改良区

## 1 就任した清算人の氏名及び住所

渡利八壽男 邑智郡美郷町比敷238番地 1

松島 壽晴 邑智郡美郷町宮内169番地

松嶋 伸之 邑智郡美郷町宮内358番地

林 房人 邑智郡美郷町宮内863番地

上口まゆみ 邑智郡美郷町宮内806番地

村上 和男 邑智郡美郷町村之郷712番地

漆谷 耕治 邑智郡美郷町村之郷586番地 1

荒河 繁人 邑智郡美郷町村之郷109番地 2

浅原 辰也 邑智郡美郷町村之郷309番地

日高 明人 邑智郡美郷町比敷163番地 1

渡邊 光廣 邑智郡美郷町比敷285番地 5

日高 和史 邑智郡美郷町都賀行434番地

2 就任年月日

平成29年 5 月26日

島根県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を平成29年6月6日付けて認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市温泉津町福光土地改良区の定款変更を平成29年6月6日付けて認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業福光地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成29年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 従前の土地の表示

所在	地番	地目	地積（平方メートル）	特に減ずる地積（平方メートル）	摘要
大田市温泉津町福光	口182	田	1,033	188.46	
大田市温泉津町福光	口230-1	田	898	126.02	
大田市温泉津町福光	口202-1	田	466	198.27	
大田市温泉津町福光	口186-1	田	962	76.68	
大田市温泉津町福光	口169-1	田	946	179.28	
大田市温泉津町福光	口124-4	田	264	103.90	
大田市温泉津町福光	イ236-1	田	924	134.15	
大田市温泉津町福光	イ222	田	1,068	273.22	
大田市温泉津町福光	イ219-1	畑	1,703	188.26	
大田市温泉津町福光	口184	田	1,043	143.12	

大田市温泉津町福光	口140	田	1,023	116.58	
大田市温泉津町福光	口214-1	田	687	223.92	
大田市温泉津町福光	口104-3	田	1,430	112.76	
大田市温泉津町福光	口218	田	1,020	129.91	
大田市温泉津町福光	口23-1	田	542	59.07	
大田市温泉津町福光	口6-1	田	645	43.49	
大田市温泉津町福光	口12-1	田	1,509	234.42	
大田市温泉津町福光	口10	田	953	242.36	
大田市温泉津町福光	口155-2	田	1,033	285.25	
大田市温泉津町福光	口122-1	畑	152	135.33	
大田市温泉津町福光	口188	田	991	77.17	
大田市温泉津町福光	口25	田	967	112.65	
大田市温泉津町福光	口131	田	1,011	38.61	
大田市温泉津町福光	口142	田	1,027	73.36	
大田市温泉津町福光	口35	田	2,294	164.47	
大田市温泉津町福光	口11-3	田	980	114.29	

## 2 指定年月日

平成29年 5 月 30 日

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

## 島根県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成29年 6 月 13 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,641
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 163,675
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

松江選挙区 56,527

浜田選挙区 15,785

---

出雲選挙区	47,642
益田選挙区	13,474
大田選挙区	10,242
安来選挙区	11,259
江津選挙区	6,885
雲南・飯石選挙区	12,832
仁多選挙区	3,829
邑智選挙区	5,624
鹿足選挙区	4,078
隠岐選挙区	5,843

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 163,675